

(案)

番  
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づく指針の制定に関する建議について

一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募等の公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要がありますが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられています。このため、事前に経済産業省が一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示すことが有用です。そこで、電力・ガス取引監視等委員会（以下「本委員会」という。）は、一般送配電事業者が調整力の公募調達を公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、その公募調達の実施方法や本委員会による監視の在り方等について議論を行い、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」を取りまとめました。

については、別添の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づいた指針を制定することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。